



第5回

社会保険講座



中谷 知世

雇用保険の給付について

今回は雇用保険の給付についてご紹介致します。

主な給付として4つあります。求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付です。

① 求職者給付とは

労働者が失業した場合に、その生活の安定を図るために支給されます。いわゆる「失業手当」です。給付要件、給付内容は以下の様になります。

	離職理由	受給できるかどうかの要件	給付制限	何日分の給付が貰えるか※
原則(65歳未満)	自己都合	離職の日から遡って2年間のうち、11日以上賃金支払った日数が12ヶ月以上であること	3ヶ月	90日～150日
	懲戒解雇			
特例措置(65歳未満)	解雇	離職の日から遡って1年間のうち11日以上賃金支払った日数が6ヶ月以上であること	なし	90日～240日
	雇止め			
65歳以上の離職	自己都合等	離職の日から遡って1年間のうち11日以上賃金支払った日数が6ヶ月以上であること	3ヶ月	30日もしくは50日
	解雇 等		なし	

※1日あたりの単位は、勤めていた会社の6ヶ月の平均賃金を年齢・金額に応じて調整されます。

上記の通り、離職理由によって給付内容が大きく異なります。事業主が提出する離職証明書に離職理由を記入する欄がありますが、後々のトラブルにならないよう退職する従業員の同意の下、正しい理由をご記入ください。

② 就職促進給付

上記の失業手当を受給している途中で、就職先が見つかった時等に受給できる給付です。早期に就職先が見つかった場合、受給できなかった失業手当が発生します。その場合、就職促進給付として本来受給できるはずであったものが支給されます。(ただし、受給額は受給できなかった失業手当の残日数に応じて減額されます。)

③ 教育訓練給付

厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合に支給されます。

- 指定講座とは…大手専門学校が開校している簿記講座やTOEICなどが対象となります。

興味のある方は厚生労働省の検索サイトよりご確認ください。

http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza (厚生労働省 指定講座検索システム)

- 対象者…教育訓練を開始した日において以下の要件が必要となります。

- ・被保険者である者、もしくは一般被保険者でなくなった日から1年以内にある者。
- ・原則同じ会社に引き続いて雇用された期間が3年以上雇用されている者
(初めて教育訓練給付の支給を受ける者については、1年以上とする)

- 支給額…教育訓練の受講費用の額×20/100(上限額10万円)

④ 雇用継続給付

労働者が高齢・育児・介護により従前と同じように働きなくなり賃金が低下し、失業につながる恐れがあります。雇用保険では、雇用継続給付を支給することによって雇用の継続を図ることにしています。

- 高年齢雇用継続給付

60歳以降再雇用等で、賃金が75/100未満に下がる場合、一定の給付が65歳まで支給されます。

- 育児休業給付

原則1歳に満たない子を養育する為に休業をした場合、一定の給付が支給されます。

- 介護休業給付

配偶者・父母・子等を介護する為に休業をした場合、約3ヶ月間一定の給付が支給されます。